

笑顔あふれる学校づくりのための基本方針

(藤沢市立長後小学校 いじめ防止対策基本方針)

藤沢市立長後小学校

藤沢市立長後小学校 笑顔あふれる学校づくりのための基本方針 (いじめ防止対策基本方針)

2014（平成26）年 4月 1日策定

2016（平成28）年11月 1日改定

2022（令和 4）年 6月 1日改定

藤沢市立長後小学校

「この方針は子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対する大人の責務であるとの自覚にたち、子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

1 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

いじめの中にある子どもの人間関係は流動的で、把握しづらい状況にあるといえます。さらに、近年増加しているインターネットを通じて行われるいじめについては、匿名性が高く事態を把握することが難しい現状にあります。

このような状況をふまえ、本校の全ての職員が「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、全校の児童が生き生きと楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「いじめ防止対策基本方針」を策定しました。

○いじめの定義

「いじめ」とは、の「児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」ととらえます。相手にされたことで、少しでも嫌だな、つらいなど感じたら、それはいじめになります。遊びのつもりでも、ふざけていたつもりでも、いじりのつもりでも、笑っているように見えても、相手が嫌な気持ちになっていたら、それはいじめになります。

○いじめの禁止

すべての子どもたちが、笑顔で通える学校にするために、どんな理由があっても、相手を嫌な気持ちにさせたり、傷つけるようなことをしてはいけません。学級や学校の仲間と共に成長を喜び合える豊かな信頼関係を築きます。

○長後小学校の「いじめ防止のための基本的な姿勢」

①学校、学級でいじめを許しません。見過ごしません。

雰囲気づくりに努めます。

②本校の教育目標である「心豊かに生き生きと活動する子ども」を育むために「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を大切にする教育活動を推進するとともに児童同士、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

③いじめの早期発見に努め、学校と家庭・地域が連携していじめの未然防止と早期解決に努めます。

④PTAや地域の関係団体等と連携して、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな心と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や子ども支援会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・地域行事、交流活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守るネットワークづくりに努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的に丁寧に児童の観察に努めます。また、いつでも児童や保護者が相談できるよう児童・保護者との信頼関係づくりに努めます。
- ・早期発見のための定期的な調査を行います。
 - ① 児童対象学校生活アンケート調査（年3回）
 - ② 個人面談（家庭訪問）を通じた聴き取り調査
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談ができるよう相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任・学年職員・児童支援担当・管理職による声かけ、面談
 - ② スクールカウンセラーとの面談
 - ③ 藤沢市子ども相談フォーム、藤沢市いじめ相談ホットライン、24時間子どもSOSダイヤル、スクールロイヤーなど
- ・相談・通報のあった事案は、後述「長後小学校 学校生活問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止や子ども支援等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図ります

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・教職員が気づいた、児童保護者から相談があった「いじめ」について、速やかに有無を確認・把握します。（担任だけでなく学年を中心とした組織的な体制で対応する。）
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを直ぐにやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、場合によっては長期の支援とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童の学習権を十分に配慮した上で、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じることもあります。

- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童が立ち直っていくために、状況に応じて、児童相談所、法務局、警察、医療機関等、適切な機関及び団体と連携して支援します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないように生命を大切にすると心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や放課後における過ごし方等、様々な場面を通じていのちを大切にする心をはぐくむ教育である「心の教育」の展開を図るための取組を進めます。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、情報モラル教育を推進するとともに保護者への啓発を行います。

3 「長後小学校 学校生活問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「長後小学校学校生活問題対策委員会」を設置します。

(1) 「長後小学校 学校生活問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当、子ども支援部担当教員（各学年代表）、養護教諭、スクールカウンセラー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な専門的な知見を持っている第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

学期に1回開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

- ・校長、教頭、児童支援担当、子ども支援部担当教員（各学年代表）、養護教諭、その他必要と認める者、

※事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供及び説明
- ・教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果について、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、その所見をまとめた文書を教育委員会に提供

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行います。

* 「学校いじめ問題対策委員会」の名称を「長後小学校 学校生活問題対策委員会」とする。

* この基本方針は、2014（平成26）年 4月 1日より適用する。

* この基本方針は、2016（平成28）年11月 1日より適用する。

* この基本方針は、2022（令和 4）年 6月 1日より適用する。